





京の名鳳之巻

左京右京之記

平安 稲里舜福湘夕編

左京右京坊塚等ノ制度ハ文武帝の御時平塚都小切で備ル
而見ヘテ。志小切再其詳敷。草知盛加ル。桓武帝令範等
移入遷。移入。古に於テ兩京坊塚乃制度也。嚴重也。
此風よう已前。推考。左京右京の廣さ東西の條。三十二町小南北の條。
三十八町へ朱雀通。今。千本通。北。朱雀門。左京右京の間。ふあそ道。
幅二十八丈あり。これより東のうちいた京也。左京職事を掌る。其
中。小町役者八町。保役百五下役。坊役三十六坊あり。委ハ。下役。東の端。



都極といふ。朱雀通う西を右京とい。右京職いは掌局。宮中
町役六百八町。保教百五十保。坊役二十六坊なり。左京と同じ車馬もあ
れ。西の端は西京極といふ。故に兩京の總號は平安城といふ。これ云
都と称する。車馬は遠近さへ小集見る人の都會ともいふ。謂ひへ。又都と
いふ訓は榮華く花洛もあづく。○王城とは王ハ往へ字彙曰天下版
徃の鷹城へ。國都を盛受るの鷹人淮南子曰鯀といふ。禹王の父
城を初造り。都城は三重の差別なり。京城皇城宮城。京城と云
總都をいふ。是即平安城へ。皇城は皇居の總構の内。諸司百寮も
悉おの肉ふらう。所謂大内裏といふ。是え。宮城は皇居へ。皇城の中央
より。雍錄六典云唐都城三重なり。外の一重が京城と云。又内の一重を皇城と云。又内の一重を宮城と號ふ。○京師とは衆大をぞ

の名義。詩經公劉篇曰陝南固乃觀干京。京師之野。左氏曰鄭箋曰都
邑は當立を定むや。朱註曰京ハ高丘あり。師を衆へ。高丘衆
居を云。董氏曰所謂京師の號ハちか起ル。後世小遣へ。都を云。都
主の京師を云。蔡邕が獨斷云天子都主所を京師と云。都
水。地下の衆もあふ過たる。地上方。在たる人ふ也。今
京ハ大都。師を衆也。爾雅曰京ハ高丘也。天子も居て。達
き視の意。師を衆也。民衆も。小衆も。謂之。○九重都と称する
都ハ周禮匠人職へ出づ。匠人營園方九里。旁三門。國中九經九緯。此
註曰方九里。八周の代。都の廣。四方凡三門。貞。合て十二門也。國
跡。首十二門を通じて十二支也。國中と云ふ。皇城。又宮禁の事。小

右。經緯と道條。南北を経。東西が緯。一門多
三箇りて東西をめぐらす。九乃箇あり。小が九經九緯とよび是昂
九重小準也。又禮記小天子之門九重也。小が九經九緯とよび是昂
高也。註小曰天子九門。關門。遠郊門。近郊門。城門。臯門。雉門。
○左京は洛陽と號を以名義。尚書洛誥篇出たり。註孔安國曰
潤水瀝水の間からて南へ洛水が近し。元今の洛陽あるを爾雅曰
山南水北を陽といふ。洛邑ハ洛水北河に在り。洛陽とあづく。又後漢の時
都は洛陽。移と東西三十里。南北五十里。民家十萬餘戸。方三百歩。並んで
一里三段。里各有門を閘く。上東門。中東門。耗門。閑陽門。小苑門。津門。廣陽門
十二門。又後魏の高祖。都を洛陽に遷。一九達と云ふ。少し後漢已來都邑の

制法なり。○右京は長安と號を。名義は前漢の時小長安城あり。
經緯をめぐらす。三十二里十八步。四面三門九達あり。周禮の制と相
同。漢。作曰。長安城中の經緯をめぐらす。三十二里十八步。八街。九陌。
三宮九府三廂。十二門。十六橋。并。霸城門。清門。宣平門。覆蓋門。
雍門。洛城門。厨城門。橫門。鼎路門。便門。章城門。直城門。
此を前漢の十二門といふ。又唐の時。長安の都は京城として北周
并小隋の時。北唐改め。初め北周の時。長安は分す。萬年縣。長
安縣。朱雀街の以東五十坊を領す。長安縣ハ長壽坊が治す。朱雀街の以西五
十四坊を領す。治どりの處の政所なり。唐の長安京城は十門なり。東西

の三方ハ三門。北の一方ハ一門あり。皇城ハ京都の中央にて

東西五里百五十步。南北三里百四十步。東西ハ三門。南北三門。中央

を朱雀門とす。又洛陽小東都伐置ア皇城ハ都株の西北の隅ばかり。

紀上唐の六門詳ヘ本朝の制度全く

唐の代小據し

唐長安京城十門

通化門 春明門 延興門 おもに東面の三門。啓夏門 明德門

安化門 おもに南面の三門。延秋門 金光門 開延門 おもに西面の

二門。光化門 おもに北面の一門。

唐皇城七門

延喜門 景風門 おもに東面の二門。朱雀門 安上门 含光門

通化門 おもに南面の三門。安福門 順義門 おもに西面の二門。みれ

京社圖解

平安城の制度、營壘式小載とくどく。星霜相累つゝ。肉裏所參。

旋もとしを戰場とす。遠ハ保元平治の亂事。永元曆ハ軍馬此堅

あつ。正慶建武小河劍花が散。尊氏西六波羅を隔。正成と
東寺小河。利仁代のまほか。舊制に取るとく。もあれ
又むうの。少し及ばず。而后近くは明徳北乱及び應仁。もは
京城郊原と称。室町後日記追加云。天正十八年の。豊臣秀吉公
六千餘州属御手四海静謐小治。云々。去以法事。法橋紹巴。ひ
替。洛中の場所。後せらきに東方を倉とうある。ハ鴨河原。遙
を見。アリ。傍々。東山。おもに。たみ。耕作の地。西と
大宮。おもに。ハ岩崎。泰へ押通。田畠。四方の隙。前。も。田舎。在郷の如。幽齊。石。花。洛。と。者。云。傳。め。小
六都の分野。も在つ。北。外。南。此。も。と。洛中洛外也

契アガを末代ハラタキを相定ハシメテ。都の田記アマニシキがさかどやと佐出サツヂあらそん。出海ナウカイ
畏ヨロシく釋ハラフせんしんハラフと云ハナシ。於是コニニラ治中ライの封境ドテが諸侯ダイミヨウの佐サハラく四方シガツを籠メウせ
めく。佐又サツヲソムソム田小路タチの本名ホンメイが奪ハサフひ異名エイメイを多く叫シマツて舊キウ名メイを残ハサフ。故カイ今式文キウモンを解ハラフく九陌クウバグの古號コガタ道路ダラの間丈カタマリ今時モダニシの京程キヨウ比ヒそ
率タタキき小記シラフ。蓋キレキ年歷キヨシ久遠ロクタツ微細カイシ不ハズ舊キウ觀タク。察シラフもくもく解ハラフ。後アフタの後才ノキミヤとの幕塞シラフは艾アリて符麥シラフハク、伏監アキラムふともぎ。

式は下ハ延喜式の文也。拾芥抄山城名勝志山州名跡志等同文也。

式
京裡南北一千七百五十三丈と北ハ一條より南ハ九條まで三十八町の丈数
并木大路小道の内、里溝七度を計合ひ、一丈数べ、計れども一町の内、四十丈が
今時の一町の長、六十間の積と以て相當とし、四十三町半十三丈とゆる

卷之三

九重縁條路之部
一條 皇城北門より、北へ度々十二丈。南頬ハ皇城より築垣の厚ヤセ尺八丈。
六尺五十寸。墻の上に、又北頬分て大筋の制所。又築垣の厚ヤ六尺。一尺を半分
六幅小四寸。先て三尺八寸。塗垣とう構を以て大筋とて五尺。塗の厚ヤ四尺也。南北北
隍溝。塹比大筋築垣の半、ハ十二丈の内少て引て道幅七丈とも有る。大洛小洛ふ
りうえ。隍溝築垣等度接りうる。已下ちル为准して式文を取るべし。
但ノノ圓小一條大洛十丈と云。

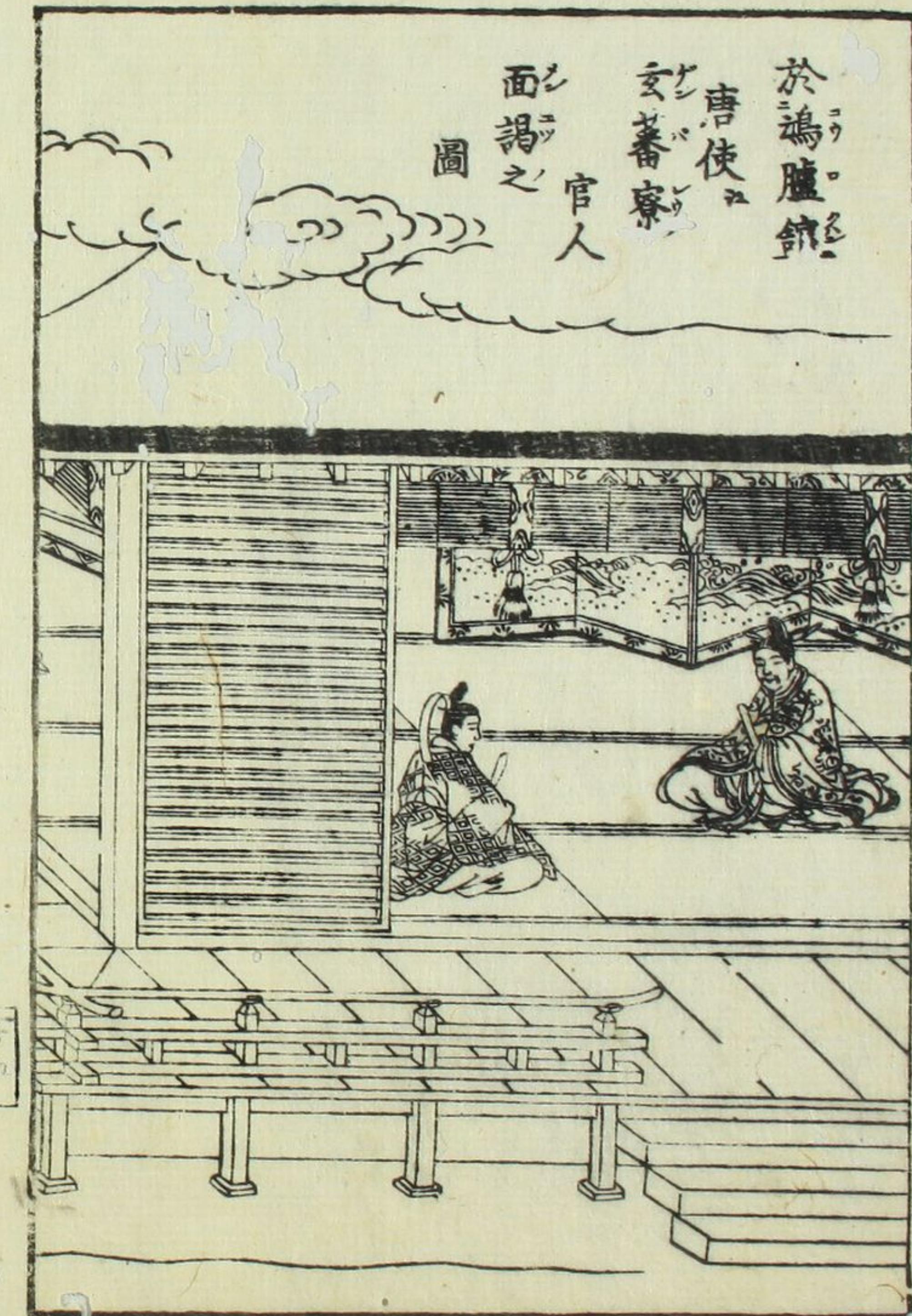
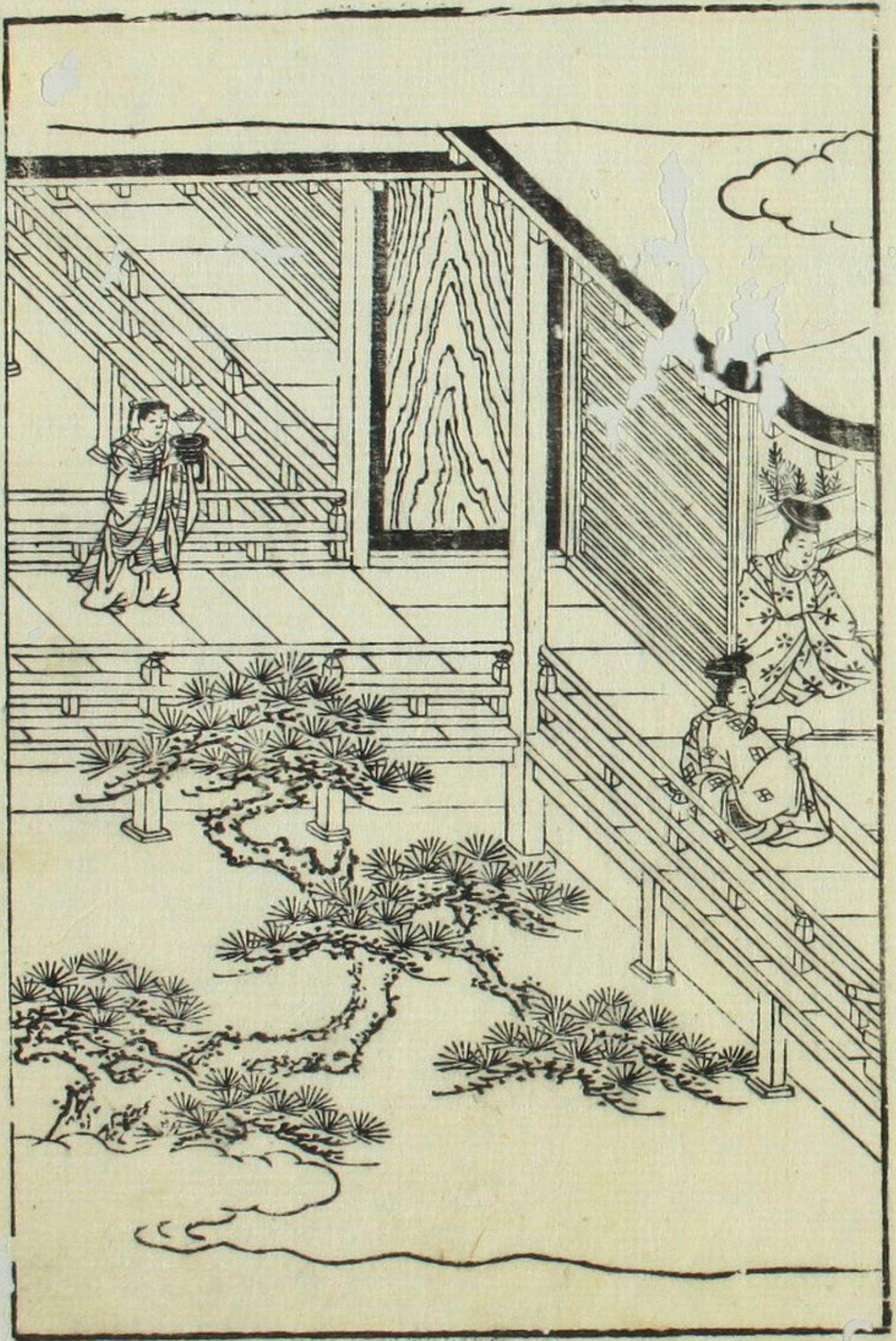
傳寫の謬誤ありしん。

正親町 度四丈今中立賣といふ。南側北側とも幅五尺を半分道幅がかけて二尺五寸うす。極うす。塙カタマリをかたてまく三尺つ。塙の度三尺八寸。通幅に丈の内ふてあらひ引び兩塙の角二丈三尺ともゆきなり。小路の經緯とみ取れし所准カタマリトモアラガシ

土御門 度十丈今上長者町といふ。小河の半三尺。大行五尺塙の度とある。四尺合て二丈に足り引入て幅を塙の間七丈六尺已下下小路准カタマリ

雁鳥司 度四丈今下長者町といふ。近衛 度十丈今出水通といふ。塙カタマリを三丈三尺正親町カタマリ所准カタマリ

人解車路 度四丈今下立賣といふ。中御門 度十丈今櫻木町といふ。土御門 近衛所准カタマリ



於鴻臚館
唐使
文蕃寮

面謁之
官人

圖

長安之部 右京とちの今西京と称する新丸町詔
其東小内野あり是皇城の舊地にて大内北之
道幅の十、數築垣大行進等の間丈も共不相同也。圖中又委多
きふ略也。其處の町小路古とう異名すを曰くちふ載也。

音町 吉安正親町
筑紫町 鷹司通
松井 雷聲小路
不寄 春日通
經町 冷泉通
西土御門 長安土御門通
西近衛 中御門通
馬寮大路 大炊御門通

下七一

式北極并次四大路廣各十丈 北極は一條通ひゆ。而圖は度サ十二丈より
並ぶべし。京之南北の敷員枝々十二丈小やゆ。ちふ八各と引川を十丈とてす。
次の四の北は土橋に近衛 中御門 大炊御門へ度サ二丈十丈と云ふが
式宮城大内南大路十七丈 南大路と内裏の外郭南面朱雀門のあ
二條通へ度サ十七丈と云ふが北側の堀と耳敏川と云
式次六大路各八丈 且ニ度サ以南 三條 四條 五條 六條 七條
八條 等の六の大路と度サ八丈と云ふ也
式小路二十六廣各四丈 且ニ東西の小路の數合て廿六と云
鷹司 鷹聲小路 春日 冷泉 痘小路 三象坊 姪小路 六角
四象坊 錦小路 綾小路 五象坊 高辻 楊口 六象坊
楊梅

大安牛

七条坊門

北小路

雄小路

八条坊門

梅小路

針小路

九条坊門

信濃小路

あらうの度アに丈アとりみよめん

國南極六路十二丈

△羅城外二丈

△溝廣一丈

度ナ十二丈とくみよめん△羅城外二丈△溝廣一丈△基半三尺。大行七尺。△は羅城門の外九條と法その間ニ丈ナリ△其中ムア築垣のまじ二尺。溝半での

大行七尺。溝の度ナ一丈合てニ丈ナ十二丈の中モテテとくみよめん△路廣十丈

度ナ條通十二丈の中。内外の間ニ丈ナ缺て道の度ナ十丈とくみよめん△

△町ニヘ各四十丈△洛陽長安と北極一條うち南極九條を
宮が民屋と、御殿三十八ゆう。各四十丈より一町の度ナに十丈アとくみよめん△の方六十間を町ニル。

下九

國東西一千五百八丈

通計東

西兩京

東あと反洛陽長安の兩京ア。

東京極アとく京極アとく三十二町の町敷券小路小路の幅も起合も文敷券、東西敷券を通計トクハ。左京右京の東をくぬへ通へ計合アとくみよめん。四十丈を六十前を町分様アとく三十七町半八丈小相當をくぬり

洛陽南北道路之部

東う

京極△東朱雀とく凍極とく今△京町御幸町の間へ。國度十二丈西側築垣△度ア一丈足ム合へてニ丈を加へ。△東極の外畔アとく七百五十四丈の眞敷△度アに丈東例も極アとく度アとく厚五尺ちかく木引石幅かウケて富小路△度アとく極アとく度アとく厚五尺ちかく木引石幅かウケて東あくて都合を丈セアとく引く道幅支障の間二丈アス。是より己下小路のくみよめん△准ど

無武小路

安富小路を

西京極

安堵の極を

今山村西の諸ふゆ。

式自朱雀大路中央至東極外畔七百五十四丈とは朱雀通八丈
を等々分へて十四丈なり。東京極外畔まで朱雀の中央より東へ十六
町。大路小路の築垣大行道幅を却令する丈数也。

式

朱雀大路半廣十四丈とは朱雀通八丈に等分する丈数也。

式次一大路十丈とは壬生通の度也。洛陽ハ美福門當長安ハ皇嘉門也。

式次大路十二丈とは大官通の度也。内裏の東面を東大宮、西面を西大宮とす。

式次二大路各八丈とは御院東御院の度也。丈数也。

式東極大路十二丈とは東極通の丈数也。一說八十丈及後世更改也。

式次大路十二丈とは大官通の度也。内裏の東面を東大宮、西面を西大宮とす。

式小路十一各四丈

小路加堀川

富小路

万里小路

高倉

鳥丸

東西各二丈

丈数也。

萬里小路

高倉

鳥丸

下叶

室町

町尾

袖小路

堀川

南市門

匣

坊塙

等十一の小路

度四丈とひよるべ。一小路堀川の度を加ふるは堀川東御の川端二丈で

カタ中川あり。又は東堀川西堀川へ

式町十六各四十丈

とは洛陽の間。東京極より朱雀通まで度も民を

の住居ある町負十六町。此町の度ナ四丈とひよるべ。又六間を町が相當に

式右准此。又長安ヒ洛陽の町負道幅も准じる。同上

丈数也。右と左とつぶせ

式朱雀大路廣二十八丈

とは朱雀通の度也。△自垣半至溝邊

各一丈八尺

堀基

半三尺

とは町の四丈の際より垣の半と云々。又は溝の

半一丈大約一丈五尺を含む。又一丈八尺とひよるべ。又は兩側

小路

又は大約一丈五尺を含む。又一丈八尺とひよるべ。又は兩側

小路

とあくと書なるへ△溝廣各五尺△は朱雀通より兩塙の度也。

け所が御溝水の下流へ△兩溝間二十三丈四尺△は朱雀通の度ナニ十八丈の内みて兩側の垣北基。大行溝の度サと輕令△に丈六尺引で

大沟の度ナニ十二丈に及べりふ矣。

⑤大路廣十丈△は壬生通の度也△自垣半至溝邊八尺△垣基三尺△是同街兩側の垣北基△大行の丈六尺△溝廣各四尺△壬生通の兩溝北度サと輕令△丈六尺△溝廣各四尺△大行の丈六尺△を十丈の内より引く七丈六尺△垣基三尺△

⑥宮城東西大路廣十二丈△は内裏東西面の兩大宮通の度十二丈△自宮城垣半至隍外畔三丈八尺△垣基三尺△垣地三丈六寸△

隍の廣八尺等は都令△二丈八尺△自傍町垣半至溝
外畔一丈二尺△東大宮通△西頬ハ皇城△東頬ハ町也△西大宮通△東
頬ハ皇城△西頬ハ町也△其兩方の民家△並小塙△垣基等の丈六尺△
⑦大路廣各八丈△自宮院東御院の度△自垣半至溝
邊八尺△垣基三尺△是兩大路の垣△大行五尺△自垣半至溝
△溝廣四尺△是同く兩大路の度△自垣半至溝邊五尺△
△自宮院兩大路の度△八丈の内△垣△大行△都令△道幅△丈六尺△自垣
△垣基三尺△是小路の度△自垣△大行△都令△道幅△丈六尺△溝廣
△石へまし法の度△自垣△大行△都令△道幅△丈六尺△溝廣

タニ丈の内。垣の基モ大行塙等又側面を丈セスを引た道幅ニ丈三尺
と云ふ。

キウジテシメヨリイナホ

ト

テ

ホリ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

リ

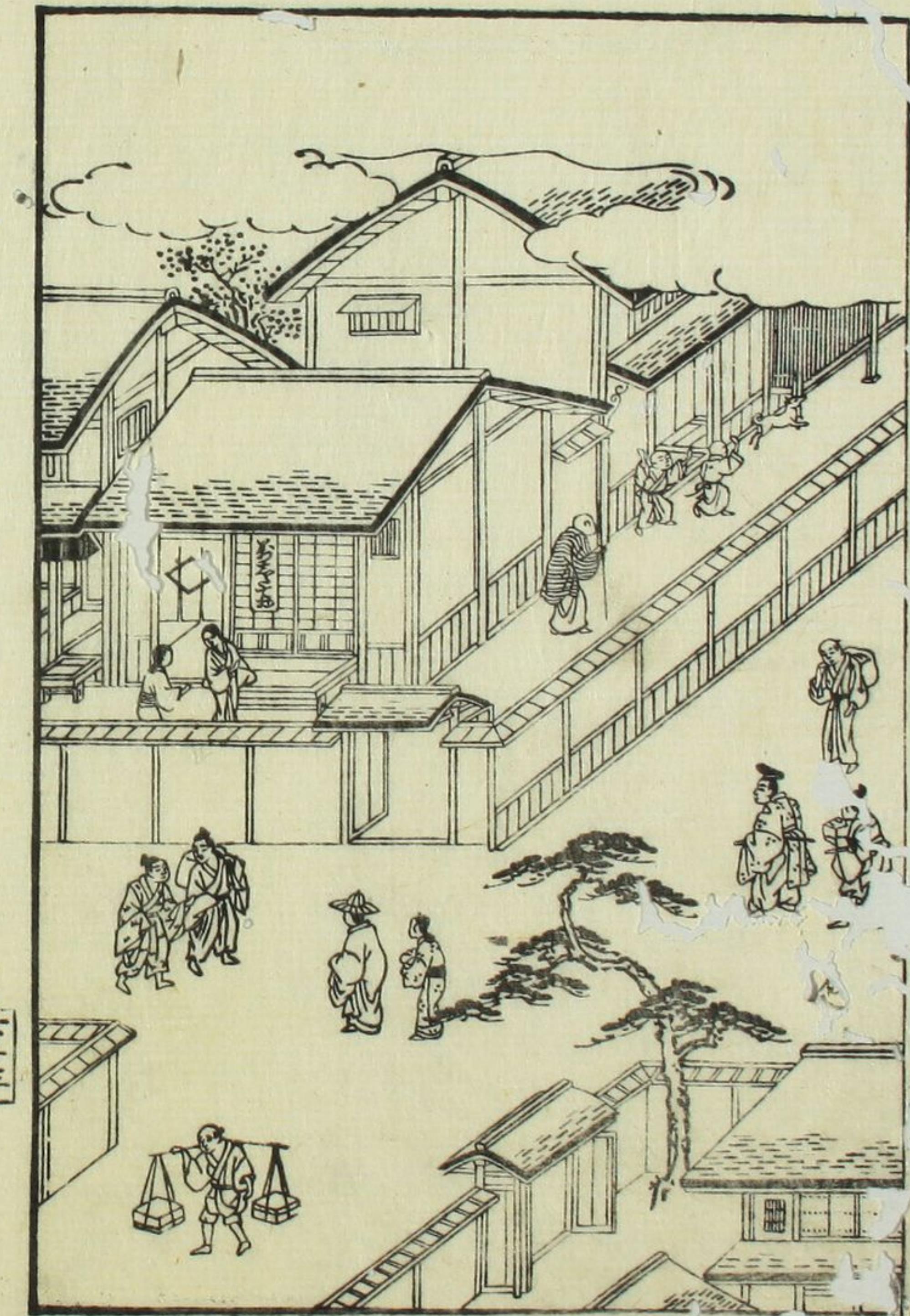
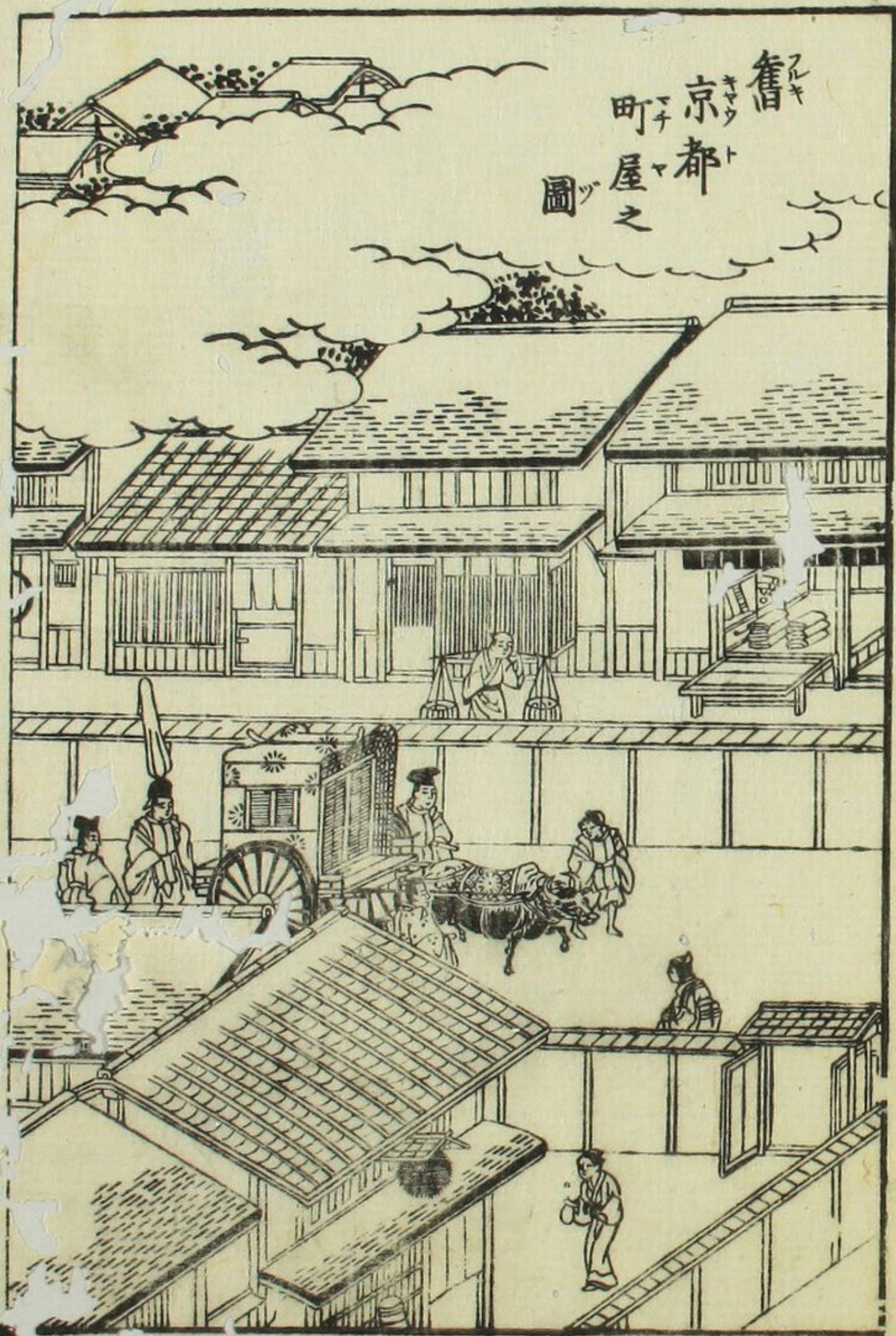
リ

リ

リ

リ

リ</



式 反築垣坊程榜示條防莫令違哉

至るまも築垣の尺敷坊門行往の定め違犯者並くすすりをながす。又は令へ築垣の工役延喜式比木工式ふえつて

式 凡左京右京限以朱雀中央有九坊門一條有四坊九所定

弘仁九年ハ嵯峨天皇の御宇承平安開

式 凡宮口城四面牆内不得積物不聽停馬又内裏四面牆の内ハ

雜畜を積ム又ハ馬を擊く事をゆだんとス式見

式 又建門屋於路頭聽三位以上四位參議自餘四位五位者不可立之

此門至ハ町小洛小垣不建シヘ。自身の四位五位ハ常の町小洛の門を往來一々

自身の門ハ垣不立をうれとス式見

一門

京城坊保之圖解

坊保の棧ハ民家

一戸ノ

縦通南北

一門どつ六間口五丈奥引十丈と定む法令す
縦横の町小拘泥に民家一戸のくじん今俗より
一軒役あざふ當ル。左京八皇城の西北より
其始す。右京ノ東北よりかへりトナカ

式 諸舍屋簷櫓出路頭并他人領地方者科不應輕重可訴弃

又洛中舍屋の法令ハ一戸のくじんとびくよハ刑罰ホリス。左京程

式 東西二京千二百十六町

田記小異説多一。左京程

△坊七十二坊

左京三十六坊

△保三百保

左京石八十保

之圖 八門一行

北	十丈	丈	丈	丈	丈	丈	丈
北	十丈	丈	丈	丈	丈	丈	丈
北	十丈	丈	丈	丈	丈	丈	丈
北	十丈	丈	丈	丈	丈	丈	丈
北	十丈	丈	丈	丈	丈	丈	丈

三行四十門二

北	十丈	十丈	十丈	十丈
北	十丈	十丈	十丈	十丈
北	十丈	十丈	十丈	十丈
北	十丈	十丈	十丈	十丈
北	十丈	十丈	十丈	十丈

一 行
川行
川行
川行

之圖ハモ町ナリ。又四門が截て
十丈が一行とし、縱通を町の北側
四丈をスルヤマ截て八丈を八門と
シム。今之町を行側の移す。左東西
え葉右東ハ東山ノ山也。

模通モ町ナリ。又四門が截て
前之圖北縦通四十丈を八門截て
八門ナリ。模通四十丈を四丈
截ミ四門ナリ。又四門が八門を配
ミ。三十二門と成。田地の位及北
野を分ヤ。左東ハ内裏の方ぬ北
え葉右東ハ東山ノ山也。

下十五

圖保一

北	イ	二
南	口	八

四門の體ハ後世不至くも諦モ合レア。模通東ハ平安塚開闢の條
小倉ノ城。縱通南北。上吉村より米心く小倉の松陪セア。今之杜存
の森。金町。坂町。間ノ所。車金町。兩替町。衣棚。金之座
小川。醸井。岩上。新町。大門。後世不遠んで出来ア
是四門の間が一小洛。謹々式文の證ニ

一保とソハ前之四門北圖を四門結ゆ
四門で二町は方へたと見て此條の北側
姉小路を越て二条坊門(今ハ幡)の南側を
室町の東側と。烏丸公館で東洞院
の西側もそじ切町公一保と號く。此
唐の代は制え左京ハ西北より來ア。右京ハ
東北より來ア。

圖「坊」四レ
圖「坊」一

The page contains two diagrams of town layouts and a large block of explanatory text.

Diagram 1: Town Layout (Left)

This diagram shows a grid of plots arranged in four rows. The columns are labeled from top to bottom as 大路 (Dairoku), 小路 (Kuroku), 大路 (Dairoku), 小路 (Kuroku), 大路 (Dairoku), 小路 (Kuroku), 大路 (Dairoku), and 小路 (Kuroku). The rows are labeled from left to right as 東 (Tō) at the top, 西 (Nishi) at the bottom, 南 (Nan) on the left, and 北 (Hokkai) on the right. Each plot is represented by a square box.

Diagram 2: Town Layout (Right)

This diagram shows a grid of plots arranged in four rows. The columns are labeled from top to bottom as 大路 (Dairoku), 小路 (Kuroku), 小路 (Kuroku), 大路 (Dairoku), and 小路 (Kuroku). The rows are labeled from left to right as 北 (Hokkai) at the top, 南 (Nan) at the bottom, 東 (Tō) on the left, and 西 (Nishi) on the right. Each plot is represented by a square box.

Text (Right side)

つ坊と、六重
四併せ。二町四方町十六町也。
縦横とも外側を大路にて下す小路也。
三筋の外側の中は築が門道也。
九重也。此圖の外、賤てぬ
一坊二坊三坊四坊也。左京ハ西より
始り右京ハ東より始る。

画入目結

一坊と、ハ前
四目結
四併_ス二町四方町十六町也。
縦横とも外側を大路にて下の小路
三筋_スゆ。左之筋の中れ築_スい方門通
ソノ九重_スもく々圖の如_ク賊_スアム
一坊ニ坊三坊四坊也。左家ハ西より
始_ス右家ハ東より始_ス

一條

桃花坊

圖中ふ名の遠れ候。一條殿が屬するをぞ。奉て槩り。之に加ふ

世尊寺

桃園

一條の北大宮の東。原ハ貞純親王の家。
攝政伊尹公傳領

せむちの南。保光卿の家。

行成卿傳領

一條の南大宮の東。原ハ貞純親王の家。

爲光卿の家。

上東門院御所

西北院

同御所

正親町北京極の西

染殿

清和院

北邊亭

忠仁公家

正親町南京極の西

清和帝母后御所

土御門北西洞院の五左大臣源信八郎家。三代實錄曰。太臣。嵯峨帝の
皇子源氏の公也。一弟あり。率性強雅風尚。又圖画少く。丹青の妙が
書言傳を讀。兼て革隸を嘉。又圖画少く。丹青の妙が
得て。殊の馬形や真を寫とどり。起應帝の外城にて
又後撰集の
化者あり

棗殿
高倉殿
鷹司殿
土御門内裏
華山院
京極殿
枇杷殿
菅原院
小一條
近衛の南東洞院の御。師尹公の家。一説不山吹殿と候。清和帝
信公傳領。又良信公傳領。近衛の南東洞院の東。本ハ東一條と号く。式部貞保親王の家。
勘解由小路の南鳥丸の家。原ハ是善卿の家。後管。日本太政大臣の御殿
後醍醐寺と号。北野宗の日神。木ノ御木と奉て

本院

滋野井

神傳不斬ハシマムと云甚後ハシタ也
して六条の道場と不正年中未ハシタ今鑄
中御門の北堀川の東一町。左大臣時平の訴
時ハシタ小笠龍居ハシタ云

遍上人六条ハシタ再興

二條

銅駕坊

一坊

中御門より南へ二條通まで皇城の二坊 大宮より

郁芳門の内諸寮町公一坊と二坊

五洞院を

三坊

西側ハシタ四坊

東洞院より 京極まで 兼て六十四町ば銅駕坊と号す

櫻町

東側ハシタ

中御門の南万里小路の東櫻樹多し。中納言成範卿居住ハシタ

高陽院

中御門の南堀川の東南北二町

桓武帝の皇子 賀陽親王の家

石井

中御門の角 東側ハシタ

重信公の家 東側ハシタ院の东 院之井と号す

内記井

中御門の角 東側ハシタ

惡所ハシタと云 春日の北鳥丸の东 松殿と号す

近院

中御門の角 東側ハシタ

左大臣能有公の家 松殿ハ岬の方四分之一と云

下十八

二條院

小松殿

大炊御門の北町口の東

郁芳門の内諸寮町公一坊と二坊

五洞院を

冷泉院

中御門の南万里小路の東櫻樹多し。中納言成範卿居住ハシタ

小野宮

中御門の南堀川の東南北二町

桓武帝の皇子 賀陽親王の家

大炊内裏

中御門の南万里小路の東

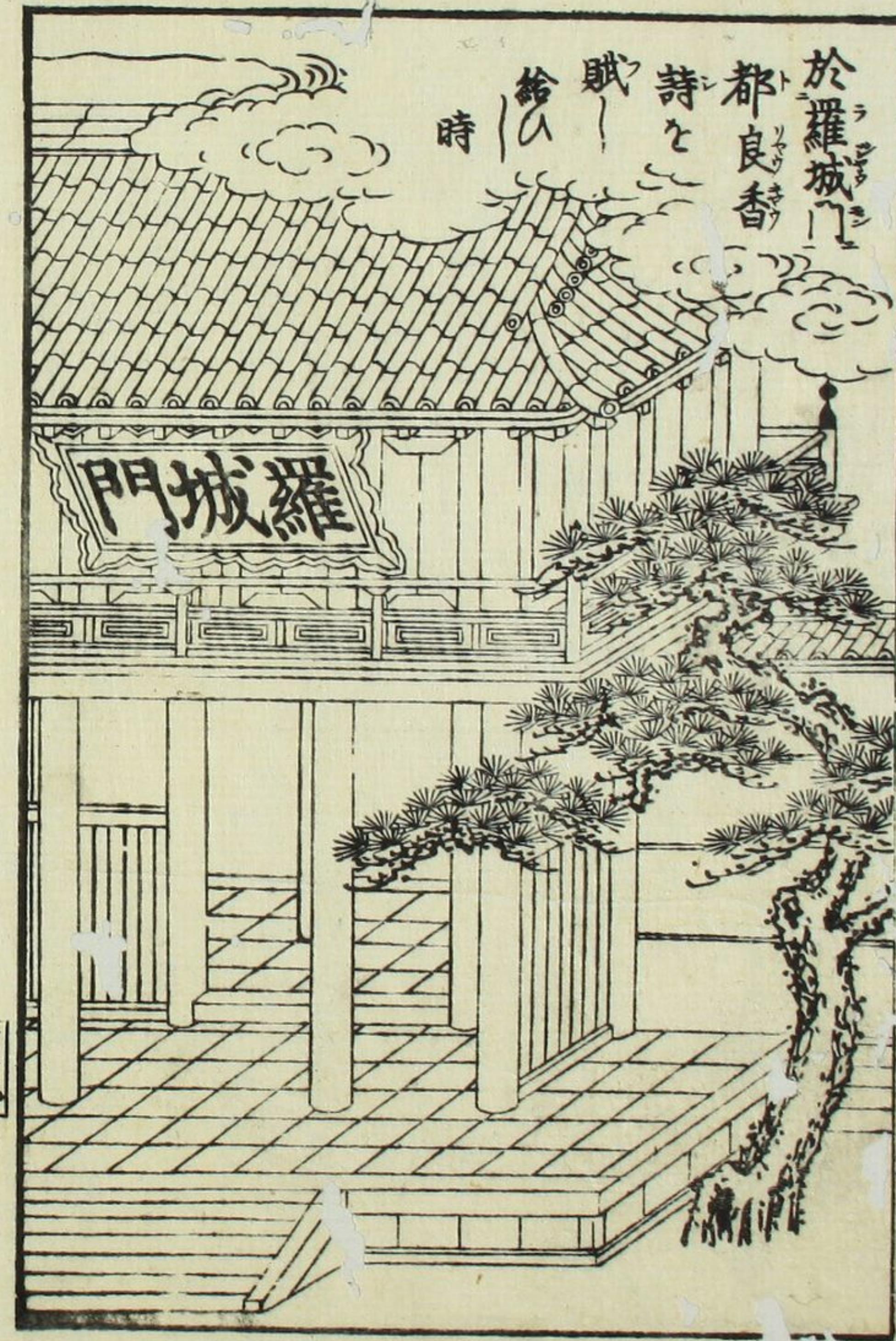
賀陽親王の家

冷泉院

中御門の南万里小路の東

賀陽親王の家

二條院



二條殿

一條の南東旧院のあ。八道大相國道長公ちいとらふ
二條園白侍領

堀川院

二條の南二町堀川のあ。昭宣公の家
忠義公傳領

鴨院

二條の南ぬ洞院のあ。冬嗣公の家
金剛水石を重ひとミム 公季公傳領

三條院

二條の南室町のぬ南北二町。堀川院の南院誕証とひよ
或曰院非だ鴨井へて新古井ひう略つむ若て也へんとぞ

二坊

大宮よりぬ御院のあ。二坊東旧院とし方東旧院とし
又二條殿とし方東旧院の東

○張豊財坊

一説下疏財坊二條を南ハ直下長安へ通す猶ルモ別地
一坊うちに坊との町負みか洛陽小准ど

東三條

二條の南ぬ御院の東四條院の南院誕証
又忠仁公。貞仁公。大内道殿傳領 長久四年四月廿日焼亡

梅園

二條の南。名極の東
三条の菊。名極の東

西三條内裏

長安三条の北朱雀のあ。百花亭とづく。半良相大臣の旧院とし
里内裏の半見上

押小路殿

押小路の南室町の東 菩光院殿下のあ

竹三條

又二條殿とし方東旧院の東

大西殿

二條殿の内とし方

中西殿

之条坊門の北万里小洛のあ

山井殿

之条右大臣定成公のふ

鞍松殿

之条坊門の北 富小路のあ

三條院

同卿の家
三條の北 大宮の東

三條内裏

二条の北東洞院の正から東三條と号す。一所同街町口の東から西三條と
可れ天子の足宮へ東三條次千金が埋むとま原ハ齊宅

御子左

五條坊の北吉の東
兼明親王の家
長家卿傳領

四條

洛陽永昌坊一坊
大宮と中を五條門たり
二坊五條院と

三坊

東門院とに坊東門院より
京極をそるて六十四町を永昌坊とす

○安

長永寧坊町役洛陽より
准ど

○鬼殿

三條の北あ門院の東
右佐之宅又朝成が跡とす

○南院

是忠親王の家
北の北常ふ繁雲殿
天神御所

四條宮

四條の北五條院の方
方納言公儀卿の家
常ふ繁雲殿

○五條

洛陽宣風坊一坊
五條門より松原東町朱雀通より
二坊大宮と

二坊

五條院とに坊東門院より
京極をそるて六十四町を宣風坊とす

○安

長宣義坊町役洛陽より
准ど

下四

紅梅殿

五條坊の北町尾のあ北野御子のあとりふ
今北管大臣社

天神御所

高辻の北五條院のあ菅神隆誕所
今菅大臣社

東五條

五條の南東門院の方
后宮御所文徳帝の后清和天の母公園院冬嗣公の女

五條院

五條の北大宮のあ二町后宮の後院天子跡よりまちれ
五條内裏とす。壽永の日の五條内裏へ後綱の宅へ

六條

洛陽淳風坊一坊朱雀通より大宮と中を六條門より二坊五條院と

三坊

東門院と四坊東門院より元て六十四町を淳風坊と号す

○長

光德坊町役洛陽より
准ど

千種殿

六条坊門の南あ門院の方中務官
平新王の家保昌らを傳領と

池亭

六条坊門の南町尾東隅
保衡の宅とす

河原院

六条坊門の南萬里小路の東八町云々嵯峨帝第三之皇子融矣臣の家
准ど

○長閑建坊准モ

九條坊門の南町尾の東

古大臣師輔公の家^①旧趾不春日祠あり

九條の北烏丸のゑ

太政大臣信長公の家^②旧趾観音堂あり

城興寺

九條の北町尾の東

施薬院

今施薬院あり

宇多院

土御門の北木辻の東

寛平法皇御所

押小路の南東洞院の東融大臣の別荘

栖霞寺領

三条の北朱雀の西良相公の家

一名石夜公と云ふ

四条の北西大宮の東

橋皇太子御所^今西院

四條の北朱雀の西

高明親王の御所^今經子森あり

西院

西宮

三条の北朱雀の西良相公の家

一名石夜公と云ふ

四条の北西大宮の東

橋皇太子御所^今西院

四條の北朱雀の西

高明親王の御所^今經子森あり

是より下長安の分

獄霞寺

土御門の北木辻の東

寛平法皇御所

押小路の南東洞院の東融大臣の別荘

栖霞寺領

三条の北朱雀の西良相公の家

一名石夜公と云ふ

四条の北西大宮の東

橋皇太子御所^今西院

四條の北朱雀の西

高明親王の御所^今經子森あり

西院

西宮

三条の北朱雀の西良相公の家

一名石夜公と云ふ

四条の北西大宮の東

橋皇太子御所^今西院

四條の北朱雀の西

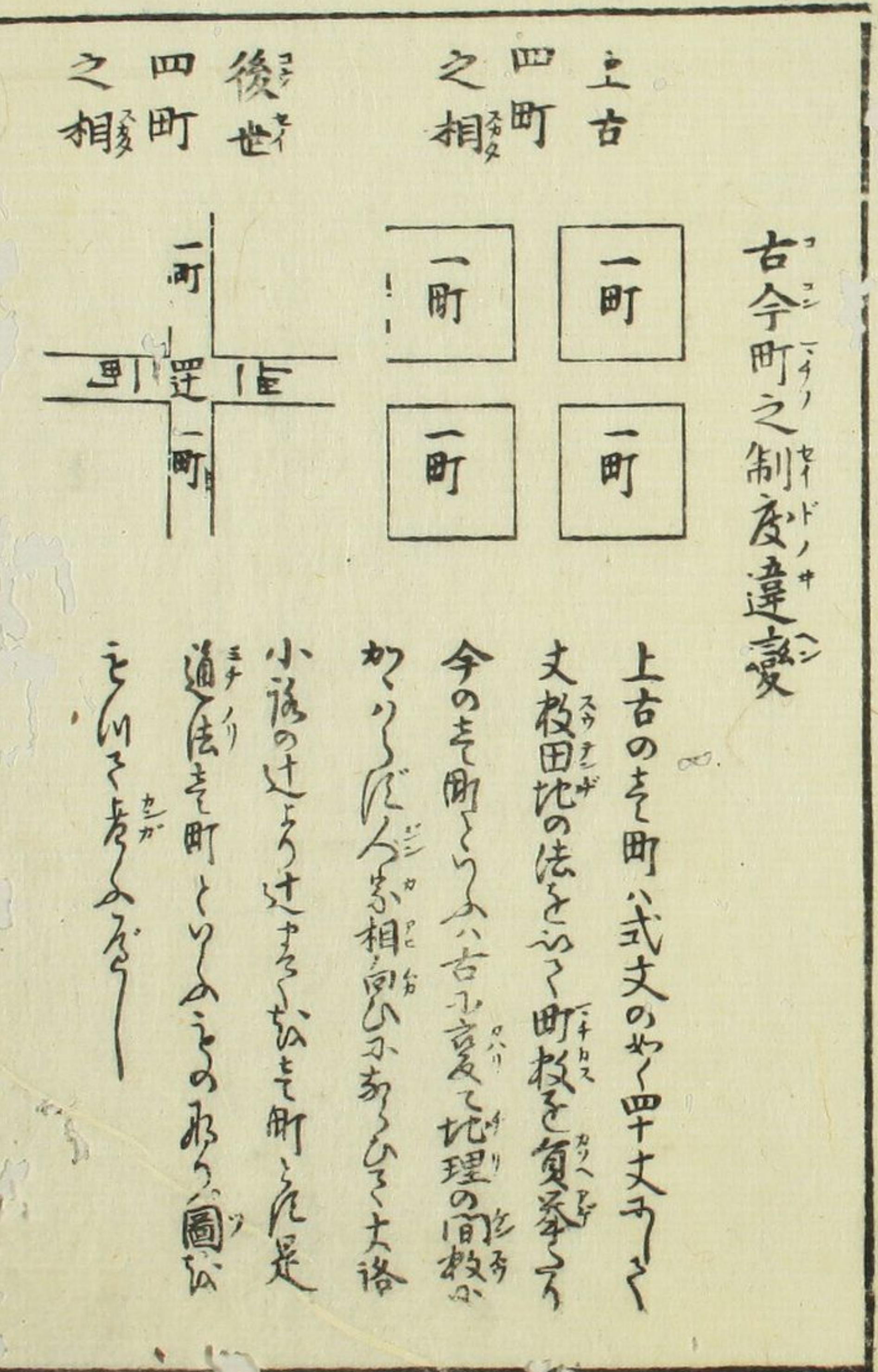
九重圖

(北)

諸島二十町	大波裏	諸島二十町	諸島二十町
八百院	大政西	八百院	大政西
豐國	豊國	豊國	豊國
名主	名主	名主	名主
西大官	東大官	西大官	東大官
長安	洛陽	長安	洛陽
石十二町	石十二町	石十二町	石十二町
永寧	永昌	永寧	永昌
茶	茶	茶	茶
宣義	宣義	宣義	宣義
光祿	淳風	光祿	淳風
財	七華	財	七華
通	崇仁	通	崇仁
善	八條	善	八條
建	陶惟	建	陶惟
茶	九條	茶	九條

門城羅
(南)

下七日



上古兩京の町貯二千六百千ニ上六町公今世凡道法を町小
積奉。又縱通北の四行を左右小捌四百二行八百のあひど
一小洛一ノ小洛一ノ開アツキテなる族シモトノハタケ少シモトノハタケいた徃古の町役今世アラシ
大染三增ナガサク陪ハシメかくカク

二千五百六十八町許ハシメ小相當ハシメ

京北名風ハタケ大尾

下在表居

平安書肆

山中瑞錦堂

三条通寺町西入町

丸屋善兵衛

